

一般社団法人 RICE スポーツクラブ 会則

(名称)

第 1 条 本クラブは一般社団法人 RICE スポーツクラブ（以下、本クラブという）と称する。

(所在地)

第 2 条 本クラブは四條畷市田原台-9-5 を所在地とする。

(目的)

第 3 条 本クラブは、スポーツを通じて会員の健康維持、増進ならびに会員相互の交流の場を提供することを目的とする。

(規則)

第 4 条 クラブは本会則、その他本クラブの利用規約等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを変更することができる。

(会員の種類)

第 5 条 (1)本クラブは、会員制とする。

(2)本クラブの会員種類、利用条件は別に定める。

(3)クラブが必要と認めるときは、その他の会員として名誉会員、および新たな会員の種類を設定することや、既存の会員種類の廃止をすることができる。

(会員のクラブ講座の受講)

第 6 条 会員は、クラブの定める受講規則に従い、本クラブの講座を受講できる

(入会資格)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることはできない。

(1)本会則および利用規約を遵守できない者。

(2)入会手続を行う者が入会する本人であることを確認できない者。

(3)反社会組織関係者と会社が判断した者。

(4)医師等により運動を禁じられている者。

(5)会社が会員としてふさわしくないと判断した者。

(6)会員資格を除名されたことがある者。(但し、月会費未納退会者が未納金額を支払った場合は除く)

(入会手続)

第 8 条 (1) 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の申込書による入会手続を行い、所定の入会および月会費を納入し、クラブの承認を得た上で会員資格を取得することができる。

(2) 未成年者が入会を希望する場合、親権者の同意なければならない。

(入会金)

第 9 条 入会金は、クラブが別に定める金額とし、入会時に領収する。

(月会費)

第 10 条 (1) 会員はクラブが別に定める金額の月会費を納入するものとする。

(2) 月会費のお支払いは、月初めの練習時に納入する。

(3) 月の実施回数が異なる場合も月会費の変更は無いものとする。

(休会)

- 第 11 条 (1) 休会を希望される場合は休会希望月より一か月前までに休会届を提出し、休会期日中は月会費の半額を月々納入する。
- (2) 月の途中での休会であっても希望月末をもって休会とする。
- (3) 会員に復帰の際は復帰日までに復帰届を提出する。

(退会)

- 第 12 条 (1) 退会を希望される場合は退会希望月より一か月前までに退会届を提出する。
- (2) 月の途中での退会であっても希望月末をもって退会とする。
- (3) 退会後の再入会にあつては、本会則第 8 条に定める入会手続きを再度行うこと。

(入会金の変更)

第 11 条 クラブは別に定める入会金を新たに入会する会員に対し変更することができる。

(月会費の変更)

第 12 条 クラブは別に定める月会費を新たに入会する会員および入会済みの会員に対し変更することができる。

(変更事項)

- 第 13 条 (1) 会員は住所、氏名、連絡先に変更のあった場合、速やかに本クラブに届け出るものとする。
- (2) クラブから会員への通知連絡は、会員が届け出た住所または連絡先とする。

(会員資格の譲渡制限)

第 14 条 会員資格は本人限りとし、第三者に譲渡することはできない。

(除名)

- 第 15 条 会社は会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員を除名することができる
- (1) 本会、利用規約、その他、クラブの定めた事項に反する行為があったとき。
- (2) 本クラブの名誉、信用を傷つけまたは運営の秩序を乱したとき。
- (3) 会員が納入すべき月会費、その他の債務を滞納し、会社の催告に応じないとき。
- (4) その他会員として相応しくない言動があったとき。

(退会)

- 第 16 条 会員が次の各号のいずれかの事由に該当したときは退会とする。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 退会の申出があり会社が認めたとき。
- (5) 月会費を 3 か月間滞納したとき。

(遵守義務)

第 17 条 会員は本会則、利用規約およびその他会社が定める運営管理に関する規則を守らなければならない。

(会則の改定)

第 18 条 原則として本クラブは 1 ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

(告知方法)

第 19 条 本会則における会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とします。

附則 本会則は令和 5 年 10 月 1 日に制定、発行する。

以上